

# 船舶事故調査報告書

令和2年6月3日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月13日 14時55分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港東方沖 才亀磯灯標から真方位086° 3.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 02.5′ 東経134° 41.7′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第五新宝丸は、北北西進中、また、漁船金比羅丸は、西進中、両船が衝突した。 第五新宝丸は、右舷側外板に擦過傷を生じ、また、金比羅丸は、左舷船首部に亀裂を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 液体化学薬品ばら積船 第五新宝丸、199トン 131442、有限会社平岡海運 49.58m×7.80m×3.30m、鋼 ディーゼル機関、588kW、平成元年12月 B 漁船 金比羅丸、12トン TO2-2781（漁船登録番号）、個人所有 14.98m（Lr）×4.26m×1.42m、FRP ディーゼル機関、80kW（動力漁船登録票による）、昭和62年11月22日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成28年6月22日 免状交付年月日 平成28年6月22日 免状有効期間満了日 令和3年6月21日 航海士A 男性 35歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成23年9月9日 免状交付年月日 平成28年8月3日 免状有効期間満了日 令和3年9月8日 B 船長B 男性 65歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定  免許登録日 昭和58年10月3日  免許証交付日 平成30年7月24日  (令和5年10月2日まで有効)</p>
死傷者等	なし
損傷	<p>A 右舷側外板に擦過傷  B 左舷船首部に亀裂</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好  海象：海上 平穏</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び航海士Aほか2人が乗り組み、岡山県倉敷市水島港で積荷役を行う目的で、令和元年12月13日14時00分ごろ徳島県阿南市富岡港を出港した。</p> <p>航海士Aは、14時25分ごろから単独の船橋当直に当たり、徳島県小松島市東方沖を約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により北進中、右舷船首方に操業中の漁船数隻を認め、針路を左に約10°転じて航行を続けた。</p> <p>航海士Aは、右舷船首方に西進しているB船を、及びB船の船尾方に数隻の船舶をそれぞれ認め、針路を更に左に約10°転じた後、双眼鏡でB船を見て動静を確認し、念のためB船との通過距離を離そうと針路を更に左に約10°転じた。</p> <p>A船は、北北西進中、航海士Aが、B船の前路を安全に通過できると思い、船首方の見張りを行いながら航行を続けていたところ、右舷方至近にB船を認め、機関を中立運転としたものの、14時55分ごろB船と衝突した。</p> <p>A船は、航海士Aが本事故の発生を海上保安庁に通報した後、海上保安官の指示により、徳島小松島港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、14時00分ごろ、徳島小松島港東方沖での底びき網漁を終え、後部甲板左舷側で漁獲物の選別作業を行いながら、同港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長Bは、左舷船首方に操業中の漁船数隻を認め、それらの北方を約9knの速力で自動操舵により西進した後、船首方に他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、漁獲物の選別作業を続けた。</p> <p>B船は、同じ針路及び速力で航行中、船長Bが、ふと顔を上げたところ、左舷方至近に迫ったA船を認め、機関を全速力後進としたものの、A船と衝突した。</p> <p>B船は、海上保安官の指示により、徳島小松島港に入港した。  (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Bは、ふだんよりも漁獲量が多かったので、魚の選別作業に没頭してしまったと本事故後に思った。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、徳島小松島港東方沖を北北西進中、航海士 A が、右舷船首方に西進中の B 船を認めて針路を 2 回左に転じ、B 船の前路を安全に通過できると思い、B 船から目を離して船首方の見張りを行いながら航行を続けたことから、右舷方至近となるまで B 船の接近に気付かず、機関を中立運転としたものの、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、徳島小松島港東方沖を西進中、船長 B が、前路に他船はいないと思い、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたことから、左舷方から接近する A 船に気付くのが遅れ、機関を全速力後進としたものの、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、徳島小松島港東方沖において、A 船が北北西進中、B 船が西進中、航海士 A が、B 船の前路を安全に通過できると思い、B 船から目を離して船首方の見張りを行いながら航行を続け、また、船長 B が、前路に他船はいないと思い、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接近する他船を認めた場合、避航措置をとった後も注意を怠ることなく、安全に通過するまで動静監視を継続すること。</li> <li>・ 航行中は、漁獲物の選別作業に没頭せず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

